

鳥取県指定保護文化財鳥飼家住宅の使用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、倉吉市行政財産使用料条例（昭和39年倉吉市条例第17号。以下「条例」という。）及び倉吉市財務規則（平成12年倉吉市規則第30号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、鳥取県指定保護文化財鳥飼家住宅（以下「鳥飼家住宅」という。）の使用に関し必要な事項を定めるものとする。

(使用時間)

第2条 鳥飼家住宅の使用時間は、午前9時から午後5時までとする。ただし、集会等で利用する場合は、午前9時から午後10時までとする。なお、宿泊で使用する場合はこの限りでない。

(使用の許可)

第3条 規則第149条第1項の行政財産使用許可申請書は、様式第1号によるものとする。

2 規則第149条第2項の行政財産使用許可書は、様式第2号によるものとする。

3 教育長は、鳥飼家住宅の使用を許可するときは、次に掲げる条件を付するものとする。

- (1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為その他公の秩序や善良な風俗を害する行為をしないこと。
- (2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれのある行為をしないこと。
- (3) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ等をしないこと。
- (4) 喫煙、飲酒又は火気（いろり及び暖房器具を除く。）を使用しないこと。
- (5) いろり又は暖房器具を使用する場合は、教育長の指示に従い、常に火気の管理を行うこと。
- (6) 許可を受けないで物品を販売しないこと。
- (7) 許可を受けた目的以外の目的に鳥飼家住宅を使用し、又はその権利を第三者に譲渡しないこと。
- (8) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をしないこと。
- (9) 前各号に掲げるもののほか管理上支障があると認められる行為をしないこと。
- (10) 使用を終了したときは、速やかに原状に回復すること。
- (11) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに教育長に届け出るとともに、その損害を賠償すること。

(許可の取消し等)

第4条 教育長は、鳥飼家住宅の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）が前条第3項各号に掲げる条件（同項第10号及び第11号に掲げる条件を除く。）を満たさない場合は、使用の許可を取り消し、使用を中止させ、又は退館を命ずるものとする。

(使用料の納付)

第5条 教育長は、鳥飼家住宅の使用の許可をしたときは、条例第2条の規定により、別に定める使用料を使用者から徴収するものとする。

(その他)

第6条 この要綱に定めるもののほか鳥飼家住宅の使用に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年7月2日から施行する。

様式第1号（第3条関係）

行政財産使用（変更）許可申請書 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;"> 年 月 日 </div>		
(宛先) 倉吉市教育委員会教育長 <div style="text-align: center; margin-left: 150px;"> 郵便番号 住所 申請者（法人その他の団体にあつては、事務所又は事業所の所在地） 氏名 （法人その他の団体にあつては、名称及び代表者の氏名） 電話番号 </div>		
次のとおり鳥取県指定保護文化財鳥飼家住宅を使用したいので申請します。		変更の有無
使用目的		
使用設備等		
使用人数		
使用期間	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで	
使用責任者	住所 氏名 <div style="text-align: right; margin-right: 50px;">電話番号（ ） -</div>	
その他の事項	いろりの使用（有・無）	

備考

- 1 使用日時には、準備、撤収等の時間を含めること。
- 2 展示又は公開に関する事業を行う場合は、その事業計画を添付すること。
- 3 申請内容を変更する場合は、全項目について変更後の内容を記入するとともに、変更する項目については、「変更の有無」欄に「有」と記入すること。

様式第2号（第3条関係）

行政財産使用許可書 年 月 日 様 倉吉市教育委員会教育長 印 次のとおり鳥取県指定保護文化財鳥飼家住宅の使用を許可します。	
使用目的	
使用設備等	
使用期間	年 月 日（ 曜日） 時 分から 年 月 日（ 曜日） 時 分まで
使用料	円
使用の条件	(1) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがある行為その他公の秩序や善良な風俗を害する行為をしないこと。 (2) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失させるおそれのある行為をしないこと。 (3) 許可を受けないで壁、柱等にはり紙、くぎ等をしないこと。 (4) 喫煙、飲酒又は火気（いろり及び暖房器具を除く。）を使用しないこと。 (5) いろり又は暖房器具を使用する場合は、教育長の指示に従い、常に火気の管理を行うこと。 (6) 許可を受けないで物品を販売しないこと。 (7) 許可を受けた目的以外の目的に鳥飼家住宅を使用し、又はその権利を第三者に譲渡しないこと。 (8) 暴力団による不当な行為の防止に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団の利益になると認められる行為をしないこと。 (9) 前各号に掲げるもののほか管理上支障があると認められる行為をしないこと。 (10) 使用を終了したときは、速やかに原状に回復すること。 (11) 施設、附属設備等を汚損し、損傷し、又は滅失したときは、速やかに市長に届け出るとともに、その損害を賠償すること。